

定

款

イチカワ株式会社

昭和24年11月21日制定
昭和26年11月26日改定
昭和28年 5 月26日改定
昭和30年11月28日改定
昭和31年 5 月28日改定
昭和34年 5 月27日改定
昭和36年 5 月27日改定
昭和38年 5 月27日改定
昭和38年11月27日改定
昭和39年 5 月27日改定
昭和40年 5 月27日改定
昭和40年11月27日改定
昭和42年 5 月27日改定
昭和44年11月28日改定
昭和46年 5 月27日改定
昭和47年 5 月27日改定
昭和49年 5 月29日改定
昭和50年 5 月27日改定
昭和54年 6 月27日改定
昭和57年 6 月28日改定
昭和63年 6 月29日改定
平成 元 年 6 月29日改定
平成 3 年 6 月27日改定
平成 5 年 4 月 1 日改定
平成 6 年 6 月29日改定
平成10年 6 月26日改定
2000年 6 月29日改定
2001年 6 月28日改定
2002年 6 月27日改定
2003年 6 月27日改定
2004年 6 月29日改定
2005年 6 月29日改定
2006年 6 月29日改定
2009年 6 月26日改定
2015年 6 月26日改定
2018年 6 月28日改定
2022年 6 月29日改定
2024年 6 月26日改定
2025年 6 月26日改定

イ チ カ ワ 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、イチカワ株式会社と称する。

英文では I C H I K A W A C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 紙・パルプ・スレート用フェルト、ベルト、カンバス及び抄紙用関連資材の製造、加工並びに販売
2. 濾過材、クッション材等の工業用フェルト及び搬送用メッシュ等の工業用繊維製品の製造、加工並びに販売
3. 製紙機械、印刷機械及びそれらの機械部品の販売
4. 各種洗剤等化学薬品の製造、加工並びに販売
5. 前各号に掲げる製品の輸出入業務
6. 不動産の売買、貸借
7. 発電及び電気の供給に関する事業
8. 事業投資
9. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は18,833,800株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。但し、当社が売渡す数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

- ② 前項の請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の決議で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式の取扱い及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の決議で定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。

- ② 前項のほか必要あるときは、臨時株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において定めた順位により、他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、議決権を行使しうる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当社に取締役10名以内を置く。

(選 任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その過半数の決議をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第23条 取締役会は、当社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集者、議長及び招集通知)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集する。

② 取締役会長は取締役会の議長となる。

③ 取締役会長を置かないとき又は事故あるときは、取締役社長がこれを代行し、取締役社長も事故あるときは、取締役会において定めた順位により、他の取締役がこれに代る。

④ 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前に発することを要する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(執行役員)

第26条 当社の執行役員を置く。

② 執行役員は、取締役会の決定を受け、業務執行を担当する。

③ 執行役員は、取締役会規程の定めるところにより、これを選任する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関し、法令又は本定款に規定のない事項については、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役との責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第29条 当社の監査役4名以内を置く。

(選 任)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

② 前項の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その過半数の決議をもって行う。

③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催の時までとする。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠によって選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間とする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集者及び招集通知)

第33条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

- ② 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発することを要する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関し、法令又は本定款に規定のない事項については、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役との責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(選 任)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとき

は、当会社は支払の義務を免れるものとする。